

令和3年度 事業計画書

1 事業方針

定款の目的に基づき、川崎市及び横浜市の公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的として、前年度に引き続き次により事業を行う。

- (1) 検査・検診事業については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく障害程度の見直し及び認定更新に伴う医学的検査を行う。
- (2) 公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図ることを目的に保健福祉事業を実施する。前年度に引き続き呼吸機能訓練教室を開催する。
- (3) 大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的に、健康被害の予防事業として呼吸器健康相談事業を実施する。

2 事業計画の内容として

(1) 検査・検診事業（事業費 37,816千円）

令和3年度は、公害病被認定者を対象に次のとおり検査・検診を行う。

(件)

| 川崎市 | | 横浜市 | | 合計 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 見直し | 1,024 | 見直し | 113 | 1,137 |
| 更新 | 86 | 更新 | 37 | 123 |
| 更新見直し | 155 | — | — | 155 |
| 計 | 1,265 | 計 | 150 | 1,415 |

検査結果に基づき、「医学的検査結果報告書」を作成し、川崎・横浜両市に提出する。

認定審査を終えた川崎市の被認定者の療養に関する資料と医学的検査結果報告書はセンターに保管する。

(2) 保健福祉事業（6,719千円）

公害病被認定者等を対象として、各分野の専門家により、日常生活における療養の仕方、呼吸指導等の訓練を実施することにより、病状の改善と健康の回

復、保持・増進を図ることを目的として、呼吸機能訓練教室を開催する。

年間10回開催し、1回当たり30人の予約制とする。

教室内容 呼吸器疾患に関する講話、呼吸筋のストレッチ体操、気功療法等
また、2回の知識普及講演会を実施することにより、呼吸機能訓練の重要性をPRし、訓練教室への参加者の拡大を図っていく。

(3) 健康被害の予防事業

川崎市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与するため、次の事業を行う。

なお、アレルギー血液抗体検査事業については、令和元年度から休止としていたが、令和2年度末をもって廃止する。

ア 呼吸器健康相談事業（5,738千円）

市民を対象に気管支ぜん息、ぜん息性肺疾患、慢性気管支炎及び肺気腫に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防及び当該疾患に係る患者の健康の回復・保持・増進を図ることを目的として実施する。

年間23回開催し、このうち18回については、これまでと同様に当センターで原則として毎月第2木曜日に実施する。従来中原区及び多摩区で実施した2回については、会場の都合上令和3年度は中止する。

残り5回については、「看護フェスタ」や「多摩区健康フェスタ」などのイベントに参加するほか、川崎市がぜん息児を対象に行うキャンプ「あおぞらウェルネス」に参加し市民の健康の保持・増進を図る。

イ ぜん息児水泳教室事前検診事業

川崎市が実施するぜん息児水泳教室の事前検診業務については、市内のプールの確保が困難なため、令和2年度末をもって廃止する。

(4) その他

ア 令和3年度に予定している改修工事はない。

イ 平成22年に購入したX線デジタル画像診断装置を更新する。

ウ 令和2年度に引き続き機関紙を発行する。

エ 1階ロビーに資料コーナーを設置する。